

大田市告示第44号

大田市飲料水安定確保対策事業補助金交付要綱（平成31年大田市告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

大田市長 楫野弘和

第2条第1項の表中「1戸」を「1つの水源」に、「設置するもの」を「設置する個人及び団体」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。